

經濟論叢

第九十一卷 第二號

地域格差と地域開発の財政問題……………	島 恭 彦	1
組織の統合理論(二)……………	田 杉 競	15
ジョン・ロックの重商主義と 經濟循環理論(一)……………	平 井 俊 彦	30
小作争議と区有林開墾……………	坂 井 好 郎	56

昭和三十八年二月

京都大學經濟學會

ジョン・ロックの重商主義と経済循環理論 (一)

平 井 俊 彦

一 ロック経済思想の二重性¹⁾

十七世紀のイギリスにおける二つのブルジョワ革命には含まれた王政復古の時期は、経済思想の発展のうえで、きわめて重要な意義をもっていた。ことに、一六六〇年代から七〇年代のはじめにかけて、重商主義思想はその初期の段階から後期の段階へ移行したのである。もとより、重商主義はそれ自体一つの歴史的個性を形づくっているものであつて、重農主義とは、いわんや古典経済学とは明らかに区別されはする。だが、それとともに注目すべきことは、重商主義はそれ自体のなかでたえず変化し発展していくものであつて、それは重商主義特有のヴェールをかみりながら、自らを否定し、その限界を打ち破つて、重農主義または古典派理論への傾斜をしめすものである。すでに、一六六二年にウィリアム・ペティが『租税貢納論』を公開し、労働価値説の先駆的役割を果たしたことは、あまりにも有名であろう。とともに、ペティとはちがつた形で、従来の重商主義思想をふみながら、同時にそれを克服する方向をしめたのは、ジョン・ロックであつた。

ジョン・ロックが経済学の問題にはじめてたずさわつたのは、一六六八年に始まる第一次利子率論争に参加した

時期であつた。²⁾ この論争のなかで、チャイルドが法定利子率を六パーセントから四パーセントに引下げることが提案し、この方策がイギリスの国富増大の究極の原因 *causa causans* であると主張したのに対し、ロックが利子は法定さるべきものではなく、貨幣の需要と供給との関係で決まる自然利子率にゆだねることが望ましいと反論し、ここに経済的自由主義思想 *economic liberalism* を打ち出したのである。もとより、この法定利子 *legal interest* に対する自然利子 *natural interest* または市場利子の考え方そのものは、なんらロックにのみ固有のものではなく、すでにベティにみられる。³⁾ しかも、ロックはこの自然利子率をどこまでも主張し続けているわけではなく、国家による利子率の法定の必要性を指摘さえしているのである。というのも、資本主義経済の未発展の当時のイギリスにおいて、完全な市場利子率の形成はありえないのであつて、金融の独占はおこなわれやすく、したがって独占的な金融業者の排除にたいしては国家権力の介入によつて、一般の商工業者や農民を保護することが必要であつたといえよう。にもかかわらず、ロックはチャイルドとはちがつて、利子の自然率を中心にすえて、ブルジョワ社会の客観的構造をえらえようとしたことは、はつきりと重商主義のわくを超えようとするものであろう。

ところで、ロックの経済思想により特徴的なことは、この利子論を展開するなかで、単に利子率論争という、時論的地平にとどまらず、さらに社会の経済構造の深部にまで突きすすみ、そのなかで生き生きと活動する初期ブルジョワ階級の姿をあざやかに描き出した、ということであらう。すなわち、チャイルドがイギリス貿易商人の立場から単に利子引下げの政策論を提案したのに対し、ロックはむしろ貨幣流通に、さらには貨幣流通に相即するトレイドに、しかも国内のトレイドを担う商工業者ならびに土地保有農・借地農の勤労に、国富の源泉を求めていることであらう。単的にいえば、重商主義的政策論の背後には、ブルジョワ社会内部における経済循環の理論 *theory of*

economic circulation を構想したのである。⁴⁾ もつとも、ロックの論理の基調は、のちの『政治論』にみられるような直接的生産過程にあるのではなくて、貨幣であり、しかも貨幣の流通過程である。しかも、このロックの経済思想の基本的カテゴリーである貨幣そのものは、人々の普遍的合意によって成立するものあり、したがって純粋に経済学的市民権をもつものではない。あるいは、この経済循環理論そのものにしても、けつしてそれ自体として完結した再生産方式ではなくて、一方でたえず外国貿易を前提し、貿易差額による貨幣導入をその支柱としている。この意味では、ロックははつきり重商主義思想のわくのなかにいたといえる。だが、貨幣流通のうらに、たえず生産物の循環をおき、したがって貨幣をトレイドにかかわらせてブルジョワ社会の総体をとらえようとしたことは、単にチャイルドの段階や利子率論争にとどまらず、広く従来の重商主義思想を超越するものといえよう。というよりはむしろ、さきの利子論においては法定利子と自然利子との相克が、ここでは政策論と経済循環論との並立が、ロックの経済思想を動かす要素なのであり、こうした二つの矛盾したものの緊張こそ、重商主義より経済的自由主義への過渡期の歴史性をひめた社会像にはかならないのではなからうか。

この経済思想の構造を、ロックの社会思想全体の形成史のなかに位置づければ、つぎのようになるだろう。すでに、ロックは一六六四年に『自然法論』を書いて、イギリス啓蒙思想史のうえに画期をしるした。⁵⁾ すなわち、超越的な啓示をしりぞけて、人間の内なる「自然の光」をとりあげ、この理性の力によって自然法の認識を可能ならしめたのであった。もちろん、ここではまだ人間の個人的欲求や個人の自然権の自己主張はみとめられず、ましてや人民の革命権は悪しきわざわいとされ、のちの『政治論』にいたる距離はまだ大きいといわねばならない。だが、その反面で個人の感覚と経験さらには理性こそ、人間性に内在するものと考え、この働きによって真理に到達でき

るとしたことは、ロックの啓蒙思想形成の出立点を画しているといえよう。この立場を起点として、六七年に『宗教寛容論』を書き、そのなかで宗教的自由主義を基礎づけたのであり、また、その後の『悟性論草稿』でこの経験主義的認識論を深めることができたのである。『経済論』における経済的自由主義の主張は、まさしくこの時点に展開されてくるものであつて、したがつてその立場は六四年の『自然法論』とその根底において結びついているといわれなければならない。とともに、逆にこの経済思想上の立論がその後のロック思想の形成に一つの大きい役割を果たしたものと考えられよう。

この点とはともかくとして、小論では、まず、ロックが第一次利子率論争に参加して、法定利子に対していかに自然利子を主張したか、そして、これが当時のイギリス社会においていかなる役割をもつていたかをあきらかにしよう。そしてさらに、この利子率論争のなかで、ロックが単なる時論をこえて、貨幣流通からどのようにに経済社会の経済循環をとらえ、その循環表式のなかでいかに社会を総体的に把握したかをしめそう。もつとも、経済発展の未成熟な十七世紀の中期において、重商主義政策のもつ歴史的意思是大きく、その批判がただちに近代的と断定できるかどうかについては、別に考えねばなるまい。事実、チャイルドさらにはマンなどがイギリスの海洋貿易ひいては国富の増大をある意味で正しくとらえてはいた。また、ロックの経済上の立論も、当時の重商主義の地平においてなされており、はつきりと古典学派さらには十八世紀の重商主義者とすらも異っている。この点にこそ、ロックが十七世紀の歴史のまったくなかに生きていたことがいえるはずである。これらの点をまとめていうと、ロックは、重商主義的要素と古典学派的要素との対立のうちに、自己の経済思想を展開したのであり、重商主義思想がロックのなかでその形態を変化させたのであり、この要素の相克をロックの思想について展開しよう。そして、このこ

とによって、重商主義思想のなかでもつロックの経済的自由主義のもつ歴史的意義ならびにそれがロックの思想形成のなかでもつ意義も、同時にあきらかなるうというものである。

(1) この論文は、六十二年十一月の香川大学でおこなわれた経済学史学会第二六回大会での報告「チャイルドとロック」に手を加えたものである。

(2) ロックが経済の問題にはじめてたずさわったのは、第一次利子率論争の時期であるという点については、はっきりしている。だが、ロックがこの論文を執筆した年については、研究史上、必ずしも一致しているわけではない。これまで、ブーンに従って七十二年ころと推定されてゐる。(Bourne, Fox: *Life of John Locke*. Vol. I, pp. 187. 羽鳥卓也『市民革命思想の展開』六二ページ。種瀬茂「ジョン・ロックの経済論——利子に関する論文を中心として」『橋論叢』二六巻四号五七ページ)。ところが、克蘭ストンの最近の研究によれば、「経済学に関するロックの最も重要な書物『利子引下げおよび貨幣価値引上げに関する若干の考察』は一六九二年まで出版されなかったが、その大部分は一六六八年に執筆された」(Cranstoun, Maurice: *John Locke*, p. 117)とされている。しかし克蘭ストン自身も、同じ書物のなかで、「ロックは法律による利子率引下げについて、サー・ジョサイア・チャイルドの提案に反対してすでに一六七二年には論文を書いてゐた」(Cranston: *ibid.*, p. 350)とのべている。いまここで、何年に執筆したか、どの部分を書いたのか検証することはできない。ただここでいえることは、ロックはこの経済論文を第一次利子率論争の時期に、一六六八—七二年の間に書かれたということ、利子率に関する部分が書かれたということ、それに、一六九二年にはじめて出版された、ということである。

(3) Petty, William: *A Treatise of Taxes and Contribution*, London, 1662, pp. 47. 「貨幣貨料または為替料の自然的標準 natural standards はなにかである。貨幣貨料の最低限については、その安全性について疑問がないところでは、借りた貨幣で買えるだけの土地からあがる地代であるといえよう。しかし、その安全性があやふやなところでは、単純な自然的利子 simple natural interest と一種の保険料がありこまればならない。ともかく、自然の法 Laws of Nature に反するような成文民法 Civil Positive Laws を作るものが、空虚にして成果なきものであることは、私がすでに他のところで論じ、また多くの点について例証しておいたところである。」ペティはこの『租税貢納論』のほかに、『本刊論文集』のなかで「いかに

利子に関する法律は（自然に反するばあい）また、実施不能で、しかもくぐりやすいものとなるか」とのべており、さらに利子引下げに反対して、「利子をあまり低くすることは、それを禁止するに等しいし、もつとよい方法があるう」（二四六—七ページ）といっている。（なお、この点については、渡辺輝雄『創設者の経済学——ベティ、カンティロン、ケネー研究——』一〇一ページ以下を参照）ただ、自然利子論について、ベティとロックではすべて同一であるというわけではない。この点については、のちに取りあげるつもりである。

- (4) ロックの経済思想を重商主義政策の限界を打ち破って一国内における経済構造の内的分析にまで進んだ点を高く評価したのは、租瀬茂氏の「ジョン・ロックによる経済の構造的把握」（『橋論叢』三五巻二号、一九ページ以下）である。「ロックの利子論はまさしく一つの理論的転回点に立っているといえよう。すなわち、重商主義的な一國経済の総体把握から、いかにして一国内における経済構造の内的分析に迫っていったかをしめしているのである。これを可能ならしめたものは、一は外的条件、すなわちイングランドの当面する課題——利子引下げに関する論争——であり、他はかれの主体的条件——王国における生産の担い手を『土地保有農』ないし『借地農業者』に見たということ——である。このような状況のなかで貨幣を起動力として運行する国内生産、その各分野における経済活動とその相互連関とが分析の対象となり、ここにいわば先駆的な「経済表」ともいべき理論を作りだすにいたった。」（同論文、二一ページ）この指摘はたしかに重要であるが、他の面においてロックはケネーの経済表とは、はつきりちがっていて完結した経済循環ではなく、外国貿易による貿易差額に根拠をもっていた経済表である、したがって重商主義の、それも十七世紀後半の重商主義の限定をもつそれであったことも指摘しておかねばなるまい。ロックの経済思想の二重性も、実はこの二つの側面にあるのである。

- (5) ロック経済思想の研究史の水準はわが国ではきわめて多様であり、かつ高い。さきの租瀬氏の見解とは反対に、ロック『利子・貨幣論』の重商主義的性格を「政治論」と対比させてうきばりにしたのは、羽鳥卓也氏の『市民革命思想の展開』である。羽鳥氏はその中の「市民革命思想の基礎構造」のなかで、「利子・貨幣論」のなかにみられる経済思想は、いわば時論であり、国民主義的性格の強いものであったとされ、それが主として貨幣理解を中心とする「有効需要論」であって、「政治論」にみられるような生産過程の把握はないとみられる。「かれは商品の生産過程を問題とし、再生産の問題までも、その視野に入れさえした。しかし、これらの問題を分析するにあたって、かれが中心にすえていた論点はどこまでも一國の交易にとって

必要な貨幣量はどれほどであり、また、その貨幣量を確保するにはどうしたらよいかという問題だったのである。彼にとつて問題の中心は輸出産業である。彼が再生産の問題を視野の中に入れたときでさえ、いざんとして外国貿易の問題が抽象されなればかりか、かえって中心的地位を占めているとすれば、ここでは再生産過程の總體的把握は望むべくもないであらう。」たしかに、ロックのこの論文では重商主義的であり、貨幣側の経済分析であり、この点では羽鳥氏の指摘されるとおりであり、ロックの『経済論』はすぐそのまま『政治論』につながるものではない。とすれば、ここに二つのロック像が出てくることになるだろう。この二つのロック像をどう解くか、これがこの論文の内容である。

- (6) Locke, *Essays on the Law of Nature*, The latin Text with a Translation, Introduction and Notes, together with Transcripts of Lockes Shorthand in his Journal for 1676; edited by W. von Leyden; Oxford, 1954. この論文の邦訳には、浜林正夫訳『自然法論』（世界大思想全集、社会・宗教・科学思想編2、河出書房）がある。なお、この論文のイギリス啓蒙思想史のうえで占める地位や論理構成について、わたしは『若きロックの自然法思想』(一)(二)（経済論叢、八五巻一、二号）のなかで展開した。

二 第一次利子率論争とチャイルド

すでにのべたように、ロックがはじめて経済問題についてふれ、経済的自由主義思想を展開したのは、一六六八年にはじまる第一次利子率論争においてであった。そしてそのなかでロックが、チャイルドの法定利子率引下げの提案に反対して自然利子率の構想を打ち出したことはよく知られたことである。われわれはまず、イギリス経済の当面した重商主義政策の歴史的段階をながめ、そのうえでロックがどうしてチャイルドに対決したかをしめそう。

利子をめぐっての論議がイギリス重商主義のなかでもつ比重はきわめて大きく、その成立の初期から盛んに問題とされてきた。十六世紀から十七世紀にかけては、利子は宗教問題にかかわらせて、主に徴利の是非が問われてい

た。¹⁾ トーマス・ウィルソンやフランシス・バーコンの徴利論のなかに、その証明を求めることができよう。ところが、この利子が純粹に経済的カテゴリーとして市民権をもつようになったのは、ピュリタン革命の直前であつて、この時期に父カルペパーが『利子引下げ論』を提案した。²⁾ その後、このカテゴリーがイギリス重商主義政策の緊急の時論として脚光を浴び、王政復古の初期に大きい論議をまきおこした。というのも、この時期のイギリスの経済社会においては、商品経済が自然経済をしだいにほりくずし、社会的分業もかなり進行していた。「このころには、貨幣貸付け業者と企業家の間には、はつきり差別が出てきた。」³⁾ 一方、貨幣貸付け業者の發展についていえば、ちようどこの時期に近代的な貨幣信用制度が抬頭し、商工業者にたいし貨幣金融を営む独立の金融業者が現われたのである。すでに、イギリスではスチュアート王朝時代に、金匠とよばれる金細工師がいて、貴金屬を加工するかたわら預金業務をいとなんでいたが、一六四〇年代以降に一定の貨幣準備高があれば、預金を一般に貸付ける制度がおこなわれ、金融業が質的に転換した。⁴⁾ つまり、利子付きで一般の人々から貨幣を借り、商工業者に利子を取って貸付ける近代的金融業が萌芽的に形成されはじめ、同時に広汎に市場利子率が形成される基盤ができたのである。⁵⁾ もとより、自然利子は早くからあらわれていたものの、国定利子または法定利子とならんで、のみらずこれと対決して自然利子が展開するのは、ピュリタン革命から王政復古にかけての時期においてであつた。

さらに、王政復古の初期に貨幣金融の問題が問われたのには、つぎのような理由がある。すでに、トーマス・マソンの時代から、為替投機による貴金屬の外国流出ならびに商工業の發展にともなう資金需要の増大のために、一般に「貨幣の不足」が生じたが、この傾向が十七世紀の全体を支配したことは、イギリス経済史のうえで周知の事実である。⁶⁾ それも、国家権力を背景とする宮廷ならびに巨大な信用力をもつ東インド会社などはまだしも、いわゆる良

き担保にめぐまれなかつた一般の商工業者は、トレイドに必要な資金を手に入れることは、きわめて困難であつた。ことに、一六六五年にオランダ戦争が開始され、翌六六年にロンドンが世紀の大火にわざわいされて、商工業者のもとより国家財政ですら大きい危機に見舞われることになった。「大火は商業に、したがってまた国家財政および信用に打撃をあたえた。大火がおこらなくても、財政状態はゆゆしい状態におちいつていたのである。」⁸⁾ こうして、国内経済において資金の欠乏が表面化した⁹⁾が、このことにまして、というよりはこのことを激化させた要因は、カニンガムのいうようにイギリス重商主義のスローガン「オランダへの追従」*Imitation of the Dutch* であつた。当時すでに海洋マーカンティリズムの覇者として世界に雄飛するオランダの経済政策は、後進国イギリスの重商主義の模範であつた。ことに、「オランダとイギリスとの商業上の事実におけるもつとも決定的な差異は、貨幣がこの両国で借出されうる比率がかなりちがつていたということである。」⁹⁾ すなわち、オランダは四パーセントであつた利子率は、イギリスでは六パーセントだつたのである。そこで、チャイルドのいうように「わが國の貨幣利子が現在のオランダと同じ利子率にまで引下げられるならば、日ならずしてわれわれはオランダほど豊かになり、貿易も増大するであらう。その結果、現在のオランダ戦争による以上にわれらに損害をあたえ、われわれに利益をもたらずであらう。」¹⁰⁾

第一次利子率論争が生じたのは、まさにこの時期においてであつた。¹¹⁾ 一六六五年の夏、疫病が流行したとき、ジョサイア・チャイルドがさきの父カルベパーの意図をうけて、『貿易と貨幣利子に関する簡単な考察』を書き、そのなかで法定利子率を六パーセントから四パーセントに引下げ、これがイギリスの国富を増大させる唯一の方策であると主張した。¹²⁾ この提案は密かに議会の議員に送られ、かれらによつて写しがつくられた。その後、三年の

ち六八年にロンドンで、チャイルドはすでに亡き父カルペバーの先の論文およびチャイルド批判の反論『考察への短い付加』¹³⁾をそえて、この書を公刊したのである。チャイルドとは別に、ちやうど時を同じくして子カルペバーも父カルペバーの遺志をついで法定利子率引下げ運動に加わった。すなわち、オランダとの和平後の六七年にロンドンに來たとき、チャイルドがすでにこの提案をおこなっていたのを知ったが、かれのほうでも六八年に『利下げにより王国に生ずる多数の利益を論ず』を執筆した。¹⁴⁾これら二著が公にされるや、直ちに法定利子率引下げの是非をめぐつて、多数の論者の間に一大論争がまきおこったのである。¹⁵⁾いま、これらの論争について詳しく立ちいる余裕はない。ここでは、ロックの利子論にかかわるかぎり、主としてその論敵チャイルドの法定利子引下げ論の大要についてふれてみよう。¹⁶⁾

チャイルドは当時の重商主義者とおなじく、トーマス・マンの貿易差額論から出発している。「この王国の偉大さは、外国貿易に依存する」¹⁷⁾しかも、イングランドはこの方法による国富の増大に、きわめて適合している。「わが王国がすばらしくも神の全能の恵みをうけて富と権力が増大しており、そしてこの両者またはそのいずれかにいたる唯一の手段は、貿易を改良し増大することである」¹⁸⁾では、貿易を確保し拡大する方法はなんであるか。すでに指摘したように、チャイルドの目前にあつたのは、海洋を雄飛していたオランダの重商主義政策であつた。「オランダにおける国内および国外のトレードおよび多くの船舶のすばらしい増大ぶりは、現在のうらやむべきことばらであり、未来の世代の驚異となるかもしれない。それらがどのような方法で増大したかは、きわめて明らかであつて、大部分の他国民が充分にこれを模倣することがができる。いわんや、イングランド王国はよりたやすくこれを模倣することができるのである」¹⁹⁾。

ところで、オランダに模倣すべき政策のうちで、チャイルドがとるべきであると提案した方策こそ、法定利子率の引下げであった。もつとも、チャイルドはマンとおなじように貿易差額を増大すべき項目として、新しい製造業の発明と奨励、安価な船舶の建造、あるいは土地所有者と商人のつつましい生活などから、宗教問題における寛容まで十四項目をあげて、最後に「貨幣利子の低さ」をあげているのだけれども、この点こそ、チャイルドが父カルペパーから引継いだものであり、かれの重商主義政策を一貫して流れていた考え方であった。オランダの利子は「平時においては年三パーセントを超えない。現在イングラントとの戦争中でも、大ていは四パーセント以上には出ない。」²⁰⁾ しかも「以上かかげた項目の大部分は、貿易の真の性質と原理を検討することを自分の仕事の一部分としている人ならだれにでも、みとめられていることであるが、この最後の項については、それが国民の富と商業を大いに増大させる原因であるとは、きわめて才能のある人でさえも注意してはいない。……だが、私の考えによれば、このことこそオランダ国民の富のすべての他の諸原因のなかでの、原因の原因 Causa Causans である。」²¹⁾ この利子率の低下を国富の究極原因であるとする点が、チャイルドの特色であったし、普通さういわれているが、もつともこの点で少し保留をつけねばなるまい。すなわち、その後のいろいろな反論、ことに利子率の低さはむしろ国富の増大の結果ではないかとのマンリーの反論にあって、チャイルドはこの点を「最も弱いと告白した部分」²²⁾ であるといい、「同一物が原因であると同時に結果でもある」²³⁾ と修正してはいる。だが、その修正にもかかわらず「一国の貿易差額を有利ならしめるには、利下げこそ第一原理である」²⁴⁾ とする立論の基調は、なんら変わらないといえよう。

ところで、チャイルドが法定利子率を引下げようとした論拠は、なんであろうか。東インド会社の重役として、

かれは經驗的に広く国の内外を比較して、この政策の有効性を証明しようとした。第一にイングランドの歴史についてみると、一五四五年当時、イングランドではトレイドは取るにたらなかったのであるが、法定利子率を引下げて以来、王国の富は四倍以上にも増大し、今では馬車は百倍以上にふえている。このように「イングランドではこの五十年間にあらゆる点で大きな進歩をとげたのだが、利下げがその原因であると思われるのである。」²⁵⁾さらに第一には、ヨーロッパ各国の現状をみても、スコットランドやアイルランドあるいはスペインのような貧困な国では、利子率は一〇パーセントを超えるのに、オランダやイタリアのような豊かな国では四パーセントを下まわる低利である。だから、「今日、ヨーロッパ各国およびすべての他の領域で、その国が貧富いずれであるか、あるいはどの程度そうであるのかを知るためには、その国がどれほど金利を貨幣に支払っているか、という問題だけを解けばよい」のである。

しかし、經驗的事実のみを説明しても、低い利子率が国富の原因であると、断定することはできない。チャイルドみずからもこのことを承認して、「利下げが真にある国の富の原因であるか結果であるかは、きわめて困難な問題である」²⁷⁾とのべている。にもかかわらず、この点に固執するのは、父カルペパーにならって、利下げがトレイドの量を増大させると考えたからである。チャイルドの断片的な叙述をまとめていえば、その論拠はこうである。利子の源泉は商工業の利潤から支払われるべきものであるとの新しい考え方に基づいて、利下げが外国貿易はもとより国内商工業および農業を發展させるということである。というのも、「利子が六パーセントであれば、だれも八ないし九パーセントの利益をかせぐために、あえて海へ冒險に出かけることはやらないであろう。……一国のトレイドに用いられる貨幣の尺度は、正確に貨幣に支払われる利子に比例する。たとえば、貨幣がイングランドで一〇パ

ーセントで貸出されるばあい、少くともトレイドで一四ないし一二パーセントの利益をあげる見込みのないかぎり、トレイドに従事しようとする馬鹿な人間はいないであろう。」²⁸⁾だとすれば、四パーセントに引下げられるならば、商工業者に残る収益は大きくなり、また今まで高利のため不可能であったトレイドもおこなわれるにちがいない。

この推論は、おなじく都市のトレイドについてのみならず、農業についてもいえるよう。すなわち、利下げによって、土地保有農および借地農は、排水、施肥、石灰撒布などによって土地改良がおこなわれるであろう。また、利下げがおこなわれるならば、人々は貨幣を回収して、それで土地を買うか、それをトレイドに用いるであろう。これには、つぎのようなわけがある。これまでは、利下げが積極的にトレイドの拡大に向かわせるものであったが、ここでは金融業者が金融業から離れてトレイドへ向かわざるえないという消極的な理由が語られているのである。つまり「イングランドの大きな財産をもつ商人たちは、利子の甘みを知っているから、中年にもならないのに、全く仕事をやめてしまうというのが実状なのだが、利子が引下げられるならば、再び手に鋤を取っていつまでも仕事をやっていくし、またかれらの息子を同様にこの仕事に訓練すべく努めるであろう。」²⁹⁾このことが、ひいては土地の地価を拡大し、地代を引上げる根本的な原因でもあるだろう。チャイルドは利子率と地価・地代との関係を、利子率の側から説明している。「従来はせいぜい八ないし十年購買年数にしか売れなかったものが、二十年購買年数を生み出している。それに、農地の地代もこの三十年間に大いに増大したのである。」³⁰⁾

チャイルドの利子率引下げの論拠は、およそ以上のように要約できよう。いうまでもなく、チャイルドのいう利子率引下げは法律による利下げであって、法定利子率こそが市場利子率を規制しうるものと考えており、このことを通じて国内外のトレイドを増大せしめ、ひいては地代や地価を引上げるものと考えていた。この点では、チャイ

ルドの意図には、貿易商人、国内の商工業者および土地保有者・借地農の利益の拡大が考えられており、その反対に「他人の額の汗や他人の頭の考案物で、自己の財布をふくらませる怠け者」³¹⁾である金融業者を攻撃しようと試みたのであった。この主観的な意図に関するかぎり、当時の大部分の重商主義者に共通の姿勢であり、ロックについてもこういえるのである。ただ、チャイルドに個性的なことは、父カルペパーにしたがって、「低利は節約、勤勉、技術の自然的母である」とし、法定利子率引下げによって、この目的を果そうとしたことであろう。したがって、トーマス・マンの提起したトレイド量の拡大による貿易差額論を、低利政策によって補完したものともみられよう。要するに、チャイルドはイングランド商人の立場から、その経験に基づいて、先進国オランダに対抗するための政策をもつば法定利子率引下げに求めたのである。そして、国家権力による利子率規制によって、上から国内のトレイドを拡大しようとしたのである。だが、この主観的意図にかかわらず、客観的にこの法定利子率引下げ論が当時の社会のなかでいかなる意義をもつかは、次にロックと対比させて検討しよう。

- (1) Tawney, R. H.: *Religion and the Rise of Capitalism*, 1926. 出口・越智共訳『宗教と資本主義の興隆』岩波文庫。宗教と債利との関係については、ことに第三章第二節「宗教理論と社会政策」の項を参照。わが国でも重商主義のなかで利子の問題をとりあつたものに、古くは高橋誠一郎『重商主義経済学説研究』改造社の第三編利子論がある。利子論史としてさらに現代の学説にまでこの問題を論じたものには、高木暢哉『利子学説史』があげらねばなるまい。
- (2) Culpeper, Sir Thomas (the Elder) (1571-1662): *A Tract against Usury*. Presented to the High Court of Parliament, 1621. この論文はのちに「チャイルドが自分の著書『トレイドおよび貨幣利子新論』の巻末に付け加えた。なお、この論文の内容は高橋教授の前掲書『四八一—四九二ページに紹介されている。
- (3) Cranston, M.: *John Locke*, p. 118.
- (4) 小野朝男『イギリス信用体系史論』ことに第三章「イギリスにおける信用制度近代化の胎動——イングランド銀行設立前夜

の状況」を参照。「スチュアート朝以来の約半世紀にわたる金匠の預金業務の発展には、おのずから段階があった。とくに、上にみたところからわかるように、一六四〇年代以前と以後とは、大きな段階の差があった。……少くとも一六四〇年代以前には、金匠の預金業務が細々として営まれ、それはすべて他の金融業務の背後にかくれていた。ところが、一六四〇年代以降になると、それはもはや細々としてではなく、一般的に営まれ、他の金融業務の前面におしでいた。そして他の金融業務は、むしろこの金匠の預金業務を中心に営まれる観をさえ呈していた。……さらにいえばこの質的な発展は、当然また金匠の預金内容それ自体の変化のなかにもあらわれていた。……一六四〇年以降になると金匠の引きうる預金は、もはや単なる委託または寄託預金ではなかった。預金者の要求に応じていつでもその等価が返済できれば、いかなる目的に利用することでも許されていた。……他方預金者は、金匠に対する債権者、さらにいえば利子つき資本の出資者になっていた。だから、かかる預金にたいしては、当然のこととして、報酬の利子——たとえば、王政復古の頃には一〇〇ポンドにつき日歩四ペンス(年約六パーセント)の利子——さえ支払われていた。同書、一三八—九ページ。

- (5) もっとも、この時代にすべて近代的な信用制度が確立されたというわけではない。最近のわが国での研究のしめすところでは、この金匠制度も二面性をもっており、前期的諸関係に制約されていた。たとえば、関口尚志「金融制度の変革——イギリス市民革命における金融問題を中心として」(『西洋経済史講座』IV)を参照。「かれら金匠は近代化へのおおきな歴史的潮流にのって生成発展し、事実、初期産業資本家やロンドンの近代的商人の営みを金融的に支えていくという、そのかぎりで一応「近代的」な性格をそなえていた」が、それにもかかわらず、かれらの「手形割引歩合の高さは、たんに貸付け資金にたいする近代的な需給関係で決められた利子の高さだったのではなく、「前期的」蓄積基盤の存在によって規定された高利なであった。」(前掲論文、一三五—一四二)このことから、チャイルド的『法律的』引下げ論とロック的『自然的』利子引下げ論との対抗を関口氏は導出しているが、このばあい、経済学史的視点からはもう少し媒介項が必要でないだろうか。

- (6) 十七世紀のイングラランドで「貨幣の不足」が一般化したことについては、張漢裕氏がトーマス・マン『外国貿易によるイギリスの財宝』に付した解説一七五ページ以下を参照。

- (7) 小林昇『経済学史研究序説』一五三—四ページ。「初期産業資本が、与えられた素朴な貨幣・信用制度下に貨幣不足 scarcity of money を叫んで貴金屬を呼びつけた。」この点については、関口氏の前掲論文一五二—三ページをも参照せよ。「The

い、当時もとても適切な『貨幣不足』のそけいは、新興の国民的「工業生産者」層のあらたにあった。」

- (8) Clark, G. N.: The later Stuarts, 1660-1714; The Oxford History of England, p. 64.
- (9) Cunningham, W.: The Growth of English Industry and Commerce, Cambridge, 1883, p. 336.
- (10) Child, Sir Josiah (1630-99); A new Discourse of Trade, A Discourse concerning Trade, p. 9.
- (11) Tucker, G. S. L.: Progress and Profits in British Economic Thought, 1650-1850. Cambridge, 1960. 利子率論争がどのような形であらわれたかは、この書物に詳しくのべられている。この点に関する叙述は、本書にしたがっている。
- (12) Child, Sir Josiah: Brief Observations concerning Trade and Interest of Money. は1668年に出版された。これが出版される1週間ほど、同年ごろの匿名の二論文が反論としてなされた。The Brief Observations of J. C. concerning Trade and Interest of Money, Briefly Examined. By H. R. および Interest of Money Mistaken. Or a Treatise, proving, that the Abatement of Interest is the Effect and not the cause of the Riches of a Nation, and that six per cent. is a proportionable Interest to the Present Condition of this Kingdom. がそれである。
- (13) Child, Sir Josiah: A Short Addition to the Observations concerning Trade and Interest of Money.
- (14) Culpeper, Thomas (the Younger) (1639-99); A Discourse, shewing the many Advantages which will accrue to this Kingdom by the Abatement of Usury. 1668.
- (15) この反論の主なものに、マンリーの『不金利子考』 Manly, Thomas: Usury at Six per Cent. Examined, and found unjustly charged by Sir Tho. Culpepper, and J. C. with many Crimes and Oppressions, whereof 'tis altogether innocent. このマンリーの所論を詳しくとりあげたのは、渡辺源次郎「十七世紀イギリスにおける利子引下論と資金引下論」(商学論集一九卷一号)、およびタッカーの摘掲書一七一一〇ページである。マンリーのチャイルド批判の根本は、まず第一に、利子率の低さは、富の原因ではなくて、むしろその結果であり、第二には、富の原因は、利子率引下げよりも資金の引下げである、という点にある。ただこのばあい、渡辺氏はこの資金引下げを主張するマンリーを初期産業資本の立場とみておられるが、果して、当時、利潤ないし利子と資金との対抗が問題であったかどうかは疑問であるようにおもわれる。
- (16) 利子率論争には、きわめて多くの論者が参加した。第一次利子率論争においては、しかし大きく分けて、法定利子率を引下

げを主張するカルペバー父子、チャイルドおよびバーボン、片や法定利率の無効を主張する、マンリー、ペティ、ロックなどがあつた。もっとも、同じ陣営においても、ことに無効を主張する側では、そのニュアンスには相当の差異がある。ところが、普通この論争のチャンピオンはチャイルドとロックであり、マッシー・ヒュームの第二次利率論争と対比されている。というのも、一六六八年ごろの論争が、再び一六九〇年代にとりあげられ、チャイルドとロックが再び対決することになったという事情にもよるのである。「名譽革命ののち、再び法定利率論争が時論となった。多くのロンドン商人たちは安価な貨幣を必要とした。かれらのうちに自分たちの利益のために、チャイルドの古い議論をもちあげた。ロックはこうしてかれの古い論文を探し出して、それを出版に準備するようになった。かれの古い友人ジョン・サマーズ——ロックの論文の献呈された M. P. ——は、ロックにそうするようにすめたのである。」(Cranston, M.: John Locke, p. 363.)

- (6) Child, J.: A new Discourse of Trade, Concerning the Balance of Trade. 1690. この言葉は「貿易差額論」の冒頭に書かれている言葉であるが、チャイルドは、さきの利子論のはかの論文をあつめて、この『貿易新論』のなかにおさめて一六九〇年に出版した。この書物は全部で十三の論文からなっており、この書物の研究には、わが国では白杉庄一郎「ジョサイア・チャイルドの貿易論」上下(彦根論叢、五号六号)がある。この中で、白杉教授は、チャイルド体系を貿易差額論にあるのとべておられるが、チャイルドを法定利率引下げ論の代表者としてのみ評価されている学界においては、きわめて重要な研究であろう。利子率引下げもこの重商主義論全体のなかで位置づけられねばならず、単に利子のカテゴリーをそれだけ切りはなして論じることとはできないであろう。

- (7) Child, J.: *ibid.* The Preface, p. xliii.
 (8) Child, J.: *ibid.* A Discourse concerning Trade, p. 1.
 (9) Child, J.: *ibid.* pp. 8-9.
 (10) Child, J.: *ibid.* Trade and Interest of Money, considered, etc. p. 44.
 (11) Child, J.: *ibid.* p. 67.
 (12) Child, J.: *ibid.* A Discourse concerning Trade, p. 12.
 (13) Child, J.: *ibid.* p. 14.

- 89 Child, J.: *ibid*, Trade and Interest of Money, considered, etc. p. 54-5.
 90 Child, J.: *ibid*, A Discourse concerning Trade, p. 22.
 91 Child, J.: *ibid*, p. 11-2.
 92 Child, J.: *ibid*, p. 23.
 93 Child, J.: *ibid*, The Preface, p. iv.

三 ロックの自然利子と法定利子

以上のべてきたチャイルドの法定利子率引下げの提案に対して、ロックはいかなる立場をとったのであろうか。すでにしめしたように、ロックはこの利子規制に対して、自然利子論を提唱し、そこから経済的自由主義をはっきり表明したのである。¹⁾ここに、ロックの利子率論争における基本的な地位が決定づけられねばなるまい。だが、ロックの自然利子論はいかなる性格をもっていたであろうか。²⁾また、どうしてこの立場がとられたのであろうか。この問題を考えるばあい、われわれはロックとチャイルドとを単に法定利子と自然利子との対決とみなすことは、あまりにも表面的であり、したがって抽象的であろう。ロックもやはりチャイルドと同じく王政復古のイギリス社会に生きていたのであり、その同一の地平で重商主義政策を構想したのであった。この点で、ロックはマン以来の貿易差額論の伝統をふんでいたし、国家権力による利子規制の必要性も認識していた。こうした、同一の歴史的地平においてこそ、両者の対立は可能だったのであり、その比較は具体的となるのである。しかも、ロックの自然利子の構想はこうした重商主義政策のなから、それと対決した形で出てくる姿こそが、逆にいえば旧い理論のヴェールをかむりながら、新しい芽生えをしめていることが、ほかならぬ、ロックの思想の歴史的個性をしめしている

はずである。³⁾

このように視角を定めるとき、もう一つ付け加えておく必要がある。これまでロックの利子論は主として利子論史の流れのなかで考察されてきたし、ロックの利子論も一つの限定をもってきた。だが、利子論はチャイルドと同じくロックの経済思想のなかで重要な地位をしめており、その経済理論全体と切りはなすことはできない。法定利子と自然利子との対決も、実はその底にロックのブルジョワ的社會像があり、それとのかかわりにおいてとらえねばならない。ことに、重商主義時代の思想においてはそうであつて、一見して断片的にみえるロックの利子論には、同時にそのブルジョワ社會の全体像が投影されているのである。しかも、のちに展開するように、利子率の問題は、ロック経済論の出発点であるとともに、到達点でもあつた。では、どのようににか。

ロックもやはり、マンやチャイルドと同じように、国富は基本的には貿易差額による国内への貨幣の導入に求めらるべきであるとする十七世紀の重商主義に固有の考え方から出発している。「われわれは鉱山をもつておらず、貿易による以外に富を獲得したり維持する方法をもたない。だから、われわれの貿易が失われれば、それだけわれわれの富が減少せざるをえない。わが国と隣国との間の貿易差額こそ、不可避免的にわれわれの貨幣を持ち出し、急速にわれわれを貧困と危険におとし入れるであらう⁴⁾」のみならず、この貿易差額だけにかぎつていえば、単に一国のみならず中継貿易をふくむ全般的貿易差額説を展開したマンにくらべてみれば、ロックのそれは一国のみの差額を問題としているという点では、マンより狭いとさえいえるであらう⁵⁾。それはともかく、ロックにおいてはこの貿易差額こそ、イギリスの国情にきわめて適合したものであつた。「商業が富裕または生存のためにわれわれに残された唯一の道であり、これに自然的にびつたりかかっていることには、立地条件が有利で国民が勤勉であり、海

上で勇敢にして熟練した性状である。」⁹⁾ しかも、ロックにとつても、低い利子率は商業を盛んにする、のみならず、ことに外国よりの借金で商業を営んでいるばあいには、それだけ利子として貨幣の流出が減少するという意味で、国富の増大には有利であるにちがいない。「もし、商人の収益が彼の支払い利息より大きい(現実にはたしかにそうであつて、もしそうでなければ、かれは貿易をおこなわないであらう)とすれば、そして借金でトレイデがおこなわれるばあい、この借金によつて王国の利益は支払い利息を超過する商人の利益だけということになる。」⁷⁾

このように、ロックは利子率論争において、けつして低い利子率そのものに反対したのではなく、むしろその有利さをすら主張している。とすれば、そのかぎりロックはチャイルドと異ならないのであらうか。いな、ロックはこのように低い利子率が有利であると考えていたにもかかわらず、あえて法定によつて利子率引下げを規定することとは不可能であり、それを強行すれば国富に大きい弊害をひきおこすことになると考え、自然利子論を主張したのである。ここで、いちはうロックの叙述にしたがつて、かれの自然利子率の主張をきこう。「考察すべきまず第一のことがらは、貨幣貸借の価格は法律で規制されうるか、という問題である。」⁸⁾ ところで、その答えはといえば、「あきらかに、これは不可能であると思われる。」⁹⁾ なぜなら、貨幣貸借の価格である利子率は、他の商品と同じく法律によつて統制することはできない。「ひとが自分の好きな人に貨幣や財産を譲渡するのを妨げる法律をつくることはできない。」¹⁰⁾ 貸す方がそうであるなら、その反面に借りる側からしても、「単なる快楽から、貨幣を借りたり、利子を支払うのではない。」¹¹⁾ 必要な貨幣なら、どんなに高利を払つても、あるいは法を犯しても借りようとするであらう。というのも、ロックはチャイルドとちがつて、利子率そのものを究極の原因とみているのではなくて、利子を貨幣の貸借価格とみ、利子率をば貨幣の需給関係に求めるからである。というよりはむしろ、「人が貨幣を借り

る困難と負担をあえてするのは、貨幣の不足であり、この不足に比例して、すべての人はどんなに高価についても、貨幣を手に入れようとするのである。」¹²⁾ここに、ロックがいつでもよき担保をもち、低利で貨幣を借りいれうる立場にあった独占的商人チャイルドとはちがって、一般の商工業者や農民の立場で貨幣不足という金融危機を深刻な形で受けとめていたことが、はっきりあらわれていよう。だから、ロックの利子率は、市場における需給関係で自由に決定さるべきとし、あえて法定利子率を作るとすれば、それはこの市場利子率を基準とすべきである、というのである。「ひとびとは貨幣の強制された法定利子にはなくて、現行の自然利子に従うものであって、この自然利子で自分たちのことがらを決める」¹³⁾ものであるし、「法定利子が自然利子にかなり近づくならば、おそらく借り手にとって貨幣利子は下がり、たしかに一国におけるトレイドの有利さに役立つであろう。」¹⁴⁾

このように、ロックは貨幣の需給関係に基づいて利子率を自由に委ねるべきであり、法定することは不可能であると説明して、自然利子論を主唱したが、さらに、これを裏づけるかのように、このような法定利子があえておこなわれるなら、このためにもたらされる影響をいくつかに分けて、つぎのようにのべている。まず第一に、「この法律ははかならぬ、もつとも援助を必要とする人々、たとえば未亡人や孤児などに不利益である。」¹⁵⁾かれらの財産はすべて貨幣形態で存在しており、法律のためにそれ自身当然生みだすべき権利を失ってしまうことは、「地主は自分の土地にそれが生ませるべきものだけを生ませる」¹⁶⁾のだから、ロックにはみとめられないことであつた。とともに、ロックが重視したのは、のちにのべるような直接生産者とともに、消費者であるこうした人々もふくんだ国民大衆だったのは、一つの意味があるのである。第二には、こういうことも生ずる。すなわち、法定利子は「貨幣所有者に相当な損失であるとともに、王国にはなんの利益にもならない。」¹⁷⁾というのは、前のことがらと少

しそぐわないことだけれども、「貿易がそうしばられず、国産品や製造品の輸出が妨げられないかぎり、われわれ自身の間でだれが利益をえ損失をこうむるかは、王国にとってどうでもよいことだからである。」¹⁵⁾ こうした王国の利益をどこまでも主張しようとしたことは、重商主義者ロックの一面でもあるのであつて、次のことからうかがえるはずである。第三には、「利子制限法は貨幣を借りる商人の利益になるだろう。」¹⁹⁾ なぜなら、すでにふれたように、表面的にはたしかにそれだけ支払い利子が少くなつて、商業利潤が多くなることになるからである。このばあい、ロックは貸付け資本家の損失を憂えており、チャイルドがこれに反対しているのとは逆のようにみえるはずである。しかも、「私人の利益は明白な公益のほかのために、無視されたり犠牲にされたりすべきではない」と²⁰⁾いうのだ。

しかしながら、ロックが法定利子率による悪影響のうち最も重視したのは、つぎの点であらう。「この法律は貨幣の貸借の困難を増大させ、そのために（富の基礎である）商業が阻害される。」²¹⁾ ロックはこの弊害を再度にわたつて論じていることからしても、いかにこの点を評価していることがよみとれるであらう。ことに、それは「貿易をばばむ。」²²⁾なぜなら、法律で利子率を抑制すれば、必ずや貨幣は退蔵されて流通過程からしめ出され、その結果、貿易を維持するに必要な貨幣量が確保されなくなるからである。「このことは、王国にとっては損失であらう。なぜなら、われわれは鉱山をもたず、貿易によるほかに、富を獲得したり維持する方法をもたないのだから、貿易が失われれば、それだけわれわれの富が減少せざるをえない。そして、われわれと隣国との貿易差額 over-balancing of tradeこそが必ずや貨幣を流出させるにちがひなく、すみやかにわれわれを貧しくし危険におとし入れるにちがひないのである。」²²⁾ また、国内階級についてみても、貨幣が退蔵されるばあい、金を貸す術にたけている銀行業者や金貸業者や老練ブローカーの利益を増大させることになるだろうとみていることは、問題であらう。かれらは、

一般的な貨幣所有者から金を集めて、その差額を取る独占金融ブローカーであるとみられはしないだろうか。実に、ロックの攻撃したのは、この階級だったのである。

このように、ロックはチャイルドとは反対に、法定利子率に対して市場利子率を主張したのであるが、これはトレイドを維持し拡大し、貿易差額を確保するためにもっとも適切な方法だからであった。²³⁾ 逆にいえば、この重商主義政策のなかで、ロックは自然利子論を展開していくのであって、この点が古典学派の経済的自由主義とちがった十七世紀の経済思想の歴史的意義をしめすのである。ところで、自然利子論に影をおとしていることがらがある。

それは自然利子論は全面的に光にあてられているものではなく、そのほかにきわめて限定されていた。つまり、ロックはどこまでも利子の自由放任を主張したのではなく、ある段階ではこれは必要なものであるとして、つぎのようにいう。「国定利子率 *state rate of interest* が存在することは必要である。²⁴⁾」たとえば、自由な契約がおこなわれていないばあいなどは、この事例であって、負債や猶予などについて当事者の間で契約がおこなわれないばあいは、法律がその準則をあたえねばならない。だが、これはきわめて特殊なばあいであらう。むしろ一般的には、つぎのばあいである。すなわち、現金がほとんどすべて現在ロンドンに流れ、ごく少数者の手中に独占されている現状では、新参者や貨幣のない人々は必要な貨幣を手に入れることができない。このように、「一種の独占が同意をかわしてこの一般の商品を少数者の手にあつめたばあい、規制が必要であらう。もつとも、事態はたえず変化しており、貨幣が流動しているばあい、国定利子率をどう決定するかはきわめて困難であるのだが。」²⁵⁾ すなわち、金融独占がおこなわれているばあいが、これであって、このばあいには貨幣が広く配分されているという自然利子率の形成の前提が、全く崩れてしまうのである。イングランドの現実の金融事情は、このような独占におちいりがち

であつただけに、ロックがこうした提案を主張したのも、当然であらう。

たしかに、ロックの自然利子論は、はつきり重商主義的政策の地平から提起されており、それなればこそ王政復古の初期に生きていたのである。だが、貿易の拡大のための政策としてではあれ、ともかくもチャイルドの法定利子率の引下げに反対して、ロックが自然利子率を提起したことは、重商主義の変革にきわめて重要な意味をもつものであり、ロックの『自然法論』などとも共通の地平に立っていたといえよう。したがって、自然利子と法定利子との矛盾は、重商主義それ自体の矛盾でもあり、この矛盾が十七世紀から十八世紀への経済思想の過渡期の矛盾をはらんでいたのである。もつとも、法定利子率または貿易差額論も、それ自体をとりあげてみると、単に古いものとしてのみ葬り去られるべきものではなくて、イギリス商人の立場からオランダに対抗してイギリスの国富を増大せしめるという歴史の要請に答えたものといえよう。だが、それに固執するかぎり、新しいものへと志向する芽は立ち切られてしまうのであつて、むしろこの重商主義政策のうちから、それを否定する経済的自由主義がこうした自然利子論の提起としてあらわれたと理解できないであらうか。

ところで、単にロックの自然利子論をこうした単なる政策論的地平で、あるいは時論的地平で処理することはできない。もし、そうなら、ロックを単にチャイルドの商人的経験の段階にとどめることになるであらう。すでに暗示的にふれたように、ロックは単に利子率論争にとどまらず、というよりは利子率論争そのものの展開のなかで、利子を貨幣論にまで掘り下げ、さらに貨幣とトレードを結びつけることによつて、ブルジョワ社会の経済循環の論理をあきらかにしたことは、きわめて特徴的であり、この分析のちに重農主義ひいては古典学派への道を準備し、また、したがってロックの経済的自由主義に確固とした地位をあたえるものであつた。

- (1) 高木暢哉『利子学説史』第五章第二節ジョン・ロックを参照。「経済価値とは恣意や人意を超えて市場で自然に定まる評価である。すなわち、ロックは、このような見地に立つことによって、利子の近代的側面をはじめて明確に理論化することができたのである。のちにのべるように、かれは利子の自然率を容認し、利子自由放任論を主張するが、かような主張の根柢に、利子—経済価値論のあることはあきらかである。ロックはかような洞察を通じて、利子学説史のうえに新境地を開拓した。」(同書、「五五ページ」)。これが、経済的自由主義につながるものであることは、いうまでもあるまい。

- (2) ここでロックが一六六八年にこの論文を執筆した時期のあらましを説明しておこう。六八年一月二三日にロックは王立学士院会員に選出され、実験観察および指導のための十一人委員会に任命されたが、これにはあまり関心をしめさず、少数グループで科学・神学・哲学問題に関して議論することを好んだ。このグループのなかには、メイプルフト M^ondroft やシデンハム Sydenham それにティレル Tyrell がいたが、ことに臨床的観察を重んじた医者シデンハムと交遊が厚く、かれとともに医学の研究に没頭し、医学に関する手記を書いたほどであった。すでに、六六年にロックの生涯の保護者シャフツベリ卿と知己になり、六七年には卿の影響をうけて『信教自由論』を書いた。第一節ですでにふれておいたように、こうした経験科学と宗教的自由主義に傾倒していた時期に、利子率問題にまきこまれ、はじめて経済問題を論ずることになったのである。シャフツベリ卿がカバル政府のもとで大蔵大臣に任命されたのも、この時であった。ロックもシャフツベリ卿のすすめで、七二年に貿易植民委員会の委員になった。おそらくこれらのことが、大きく経済問題の取りあつかい方に大きい影響をもっているのである。Cranston, M.: *ibid.*, p. 116-7.

- (3) ロックとチャイルドとをまっぴらに分けてしまうのは、初期産業資本と前期的資本とで区別する経済史的系譜論におちいることになる。経済学史的視角からはその間に、カテゴリーが媒介されねばならないであろう。

- (4) Locke, J.: *Some Considerations of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money*, 1692, p. 12.

- (5) 小林昇『経済学史研究序説』一五四ページ、「スミスはマンにおいて貿易産額説の完成をみた。マンのいわゆる全般的貿易差額 *general balance of trade* 説とは、諸外国とのすべての貿易の清算におけるプラス(金銀の輸入)の量の極大こそ求めらるべき目標であり、その実現のために特定の相手国との貿易差額がマイナスになることを必要とするときは、そのマイナスはゆるさるべきであり、個々の相手国との貿易差額すなわち個別的貿易差額 *particular balance of trade* のすべてを順にさ

せようとする意図と、そのための直接的貿易統制とは、むしろ有害であるというのである。」この点について、チャイルドはどうであらうか。「チャイルドにいたってはすでに、全般的貿易差額さえ、その実態の検証が不可能であることなどを理由として目標から却けられ、貿易差額の語のかわりに *general national gain or loss by trade* の語が用いられている。」(同書一五四—六二二頁)。

- (6) Locke, J.: *ibid.*, p. 13.
 - (7) Locke, J.: *ibid.*, p. 16.
 - (8)(9)(10) Locke, J.: *ibid.*, p. 4 ロックは利子を法定できるかという問題を、『利子論』の冒頭で提起している。
 - (11) Locke, J.: *ibid.*, p. 38.
 - (12) Locke, J.: *ibid.*, p. 8-9.
 - (13) Locke, J.: *ibid.*, p. 11. ロックは法定利子率による悪影響を二つに分けて論じているが、その文脈には少しくいちがいがみられる。
 - (14) Locke, J.: *ibid.*, p. 11.
 - (15) Locke, J.: *ibid.*, p. 11-12.
 - (16) Locke, J.: *ibid.*, p. 21-32.
 - (17) 羽島卓也氏の『市民革命思想の展開』の利子論理解には、この面の強調があるということはすでにふれたとおりであり、そのかぎり、正しいものをしめしている。といえよう。
 - (18) Locke, J.: *ibid.*, p. 63-64.
- (この論文は昭和三十六年度の機関研究の成果である。)